



後期高齢者医療制度の保険料率・
限度額は各広域連合で2年ごとに見
直されます。なお、所得の低い世
帯などに対しての保険料軽減措置は、
拡充されることとなっています。

**7月に平成28年度の保険料を決定し、
納入通知書を送付します**

保険料は、特別徴収（年金からの
天引き）または普通徴収（納付書ま
たは口座振替で納付）の方法で納め
ます。年度途中で納め方が変わる人
もいますので「納入通知書」に記載
している納付方法を必ず確認して
ください。

また、納付書で納める場合には、
便利で納め忘れない口座振替がお
勧めです。納期内納付にご協力をお
願いします。

後期高齢者医療制度は、
75歳以上の人と一定
の障がいがあると認定
された65歳以上の人
を対象とする制度です。



後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ
**4月から後期高齢者医療制度の
保険料率が変わります**

町住民保険課後期高齢者医療係 ☎ 34・2095
県後期高齢者医療広域連合 ☎ 29・8430

保険料率などの変更内容

平成27年度まで

1人当たり保険料（年額）	=	均等割額	+	所得割額
最高 57 万円		44,700 円		(総所得金額等 - 33 万円) × 8.57% (所得割率)

平成28・29年度

1人当たり保険料（年額）	=	均等割額	+	所得割額
最高 57 万円		44,800 円		(総所得金額等 - 33 万円) × 8.92% (所得割率)

均等割額の軽減措置にかかる所得判定基準額が引き上げられます

軽減割合	同一世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額などの合計額
9割	33万円以下かつ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下（他に各種所得がない）
8.5割	33万円以下
5割	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数) 以下 ↓ 33万円 + (26.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下
2割	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数) 以下 ↓ 33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数) 以下

開庁時間に来庁できない人のため

**受付時間の延長と休日開庁
します**

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34-2087

通知カードの受け取り、マイナンバーカード（個人番号カード）交付・申請のため、受付時間の延長と休日開庁します。
※上記以外の業務は行っていませんので、ご了承ください。
※受け取り方法など詳しくは広報3月号または町ホームページをご覧ください。

受付時間の延長

4月6日(水)・20日(水)午後7時まで（マイナンバーカード交付の受付は午後6時30分まで）

休日開庁

4月10日(日)・24日(日)午前10時～午後4時
※混雑状況により、お時間をいただくことがあります。

4月1日以降、マイナンバーコールセンター（☎0120-95-0178）の開設時間が、平日の午前9時30分から午後5時30分までとなります。



年金保険料を前納するとお得です

現金による1年前納の場合

195,120円 → 191,660円 (3,460円割引)

現金による6ヵ月前納の場合

97,560円 → 96,770円 (790円割引)

※1年前納は4月末、6ヵ月前納は4月末と10月末が納付期限です。月末が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納付期限となります。

申請書が届かない人は、年金手帳・印鑑・学生納付特例を希望する期間が学生であることが分かる学生証や在学証明書などを持って、桜井年金事務所または町住民保険課国保医療・年金係で申請してください。

申請方法 日本年金機構から学生納付特例申請書（ハガキ）が届いた人は、申請書に必要事項を記入し返送してください。

申請ができません。

申請期間 平成28年度分は4月から平成29年1ヵ月前までさかのぼって申請ができます。

対象 大学・大学院・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在籍する学生（一部対象とならない学校もあります）

納付が困難な場合、本人の前年所得が一定額以下であれば申請により保険料の納付を猶予する制度です。

毎年申請が必要です

学生（20歳以上）で年金保険料の納付が困難な場合、本人の前年所得が一定額以下であれば申請により保険料の納付を猶予する制度です。

学生納付特例制度を申請する皆さんへ

平成28年4月から国民年金保険料が引き上げになります。

平成28年3月まで
1万5590円
平成28年4月から
1万6260円

国民年金からのお知らせ 4月から国民年金保険料が引き上げになります

桜井年金事務所 ☎ 42・0033
町住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

対象となる可能性がある人は申請してください 年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施します

田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部（健康福祉課内） ☎ 33・9001

年金生活者等支援臨時福祉給付金とは？

平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者などを対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施します。

申請受付窓口
田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部（健康福祉課内）
申請方法
昭和27年4月1日以前に生まれた人に町役場から申請書を送付します。対象となる可能性がある人は、必要事項を記入・押印のうえ、添付書類（本人確認書類、振込口座写し）と合わせて、同封の返信用封筒でご返送ください。

支給額
1人につき3万円（1回限り）
申請受付期間
5月2日（月）～8月2日（火）
※窓口は込み合う可能性がありますので、郵送での申請をお願いします。

※平成28年1月1日を基準日とした臨時福祉給付金、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を予定していますので、広報紙などでご確認ください。

受付時間

午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、祝日を除く）

振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください
自宅や職場などに、町役場や厚生労働省（の職員）などをかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず町役場や警察署、警察相談専用電話（#9110）などにご連絡ください。